

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力を次のとおり停止しましたので、お知らせします。

1 事業者の名称等

- (1) 法人名 社会福祉法人 県北報公会
- (2) 代表者 理事長 疋田 牧男
- (3) 所在地 秋田県北秋田市七日市字中道岱 15 番地

2 指定障害福祉サービス事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 大野岱吉野学園
- (2) 事業所の所在地 秋田県北秋田市七日市字家向 46-1
- (3) 事業所番号 0521301200
- (4) サービスの種類 共同生活援助

3 処分年月日 令和 8 年 9 月 1 日

4 行政処分の内容

新規利用者の受入の停止 1 年間（令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで）

5 処分の理由

(1) 人格尊重義務違反（法第 50 条第 1 項第 3 号）

二本杉寮の利用者に対して令和 5 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 26 日まで、事業者側の都合により、指定を受けている共同生活住居と異なる建物の大部屋と和室（個室）で生活させていた。

たかげど寮の利用者に対して令和 5 年 1 月 2 日から令和 7 年 3 月 7 日まで、事業者側の都合により、指定を受けている共同生活住居と異なる建物で生活させていた。2 名は各人個室だったが、残り 2 名は相部屋にて生活させていた。

このような処遇は、利用者の意欲や自立心を低下させる心理的虐待にあたり、法第 42 条第 3 項の規定（障害者等の人格を尊重する責務）に違反したと認められる。

(2) 訓練等給付費の不正請求（法第 50 条第 1 項第 6 号）

二本杉寮では令和 5 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 26 日まで、たかげど寮では令和 5 年 1 月 2 日から令和 7 年 3 月 7 日まで、世話人の数が基準を満たしていない

状況で、指定を受けている共同生活住居とは異なる建物で生活させたにもかかわらず、秋田市ほか5市町に対し、合計28,846,699円の訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。